

6 決定方法

審査委員会からの報告をもとに、南区長が決定します。

(参考) 審査基準一覧

	審査項目	基準
団体	申請団体の適合性	申請団体及び事業が南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付要綱第3条及び第4条に規定される要件に適合しているか
事業内容	南区地域福祉保健計画との適合性	事業目的や計画は南区地域福祉保健計画の区全体計画又は地区別計画の推進に該当するか
	事業の実現性	場所の確保、事業実施頻度、スタッフ数及び広報計画等から事業の実現が期待できるか
	事業の継続性	事業の継続が期待できるか
	事業の発展性	活動の広がりや地域福祉保健への貢献が期待できるか
経申請費	申請経費の妥当性	補助金の使い道が、事業の実施及び継続に寄与するものになっているか

7 スケジュール (予定)

主な流れ	窓口へ相談	窓口へ申請	交付の可否・金額の決定	交付決定通知	活動発表(報告)	実績報告提出
時期	～5年 4月7日	～5年 4月21日	5年 5月中旬	5年 6月上旬	6年 2月	6年3月 ～4月初旬
説明	申請について相談します	申請書類を持参します	審査委員会の意見を参考に南区長が決定します	交付決定を通知します	活動内容を発表いただきます	事業報告書等を提出いただきます

8 その他 (注意事項等)

- 提出された書類の内容について、確認のため問合せをさせていただく場合があります。
- 実績報告の際には、事業報告書、決算書・収支経過表、領収書等を提出していただきます。
- 剰余金が発生した場合には返還していただきます。
- 補助金交付後、南区地域福祉保健計画の推進に向け、区内に幅広く団体の活動を紹介させていただく場合があります(紹介にあたっては、改めて依頼させていただきますので、御協力をお願いいたします)。
- 2月(予定)に地域活動発表会で、活動内容を発表していただきます。

※この補助金は、令和5年度予算が横浜市会において議決されることを条件としています。

南区元気な地域づくり補助制度



福祉保健コース

FUKUSHI-HOKEN

みなみの「あったかい」がここにある
南区地域福祉保健計画
チャレンジ支援事業補助金

令和5年度
募集案内

南区地域福祉保健計画の推進に向けた区民の皆様の新たな活動や拡大など
「次の一歩」へのチャレンジを応援するため、補助金を交付します。

相談期間：令和5年2月13日(月)～
令和5年4月7日(金)

補助金申請にあたっては、必ず相談期間中にご相談ください。

申請期間：令和5年4月3日(月)～
令和5年4月21日(金)

福祉保健課 事業企画担当

TEL: 045-341-1183

1 目的

南区地域福祉保健計画は、すべての区民の皆さんが日ごろの生活を通して共に支えあい、地域の福祉保健課題の解決を図っていく計画です。

南区役所では、南区地域福祉保健計画の推進に向け、区民の新たな活動や拡大など「次の一步」へのチャレンジを応援するため、市民活動団体等に対し補助金を交付し、その活動を支援します。

2 対象団体（次の（１）～（７）すべての項目に該当する団体。）

- (1) 主な活動場所が南区内で、南区地域福祉保健計画推進のために活動を行う市民活動団体であること
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体としての意思決定がなされていること
- (3) 複数の構成員で組織している団体であること
- (4) 今後も継続して活動する見込みがあること
- (5) 暴力団でないこと
- (6) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと
- (7) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと

※代表者又は団体事務所の住所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象となります。

※単一家族で構成される団体は対象外とします。

※代表者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

3 対象事業（次の（１）～（３）すべての項目に該当する事業。）

- (1) 自主的に実施する地域福祉保健に関する事業
- (2) 南区地域福祉保健計画の区全体計画又は地区別計画の推進に該当する事業
- (3) 新たに開始又は拡大する事業で、継続性及び発展性が認められる事業

□対象外事業□

- ・営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
- ・政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とした事業
- ・参加者が限定されているサークル等、会員間の親睦を目的とした事業
- ・国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から資金援助を受けている活動
- ・南区外で南区民以外を対象に行う事業
- ・その他、南区長が適当でないと認めた事業

なお、申請は**一団体あたり一事業のみ可能**です。

居場所づくり、介護予防、子ども食堂などの
取組にご活用ください。



南区マスコットキャラクター
みなっち

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、連続した**3年間**を限度とします。

※ただし、毎年度申請手続きをしていただき、審査を受け、交付決定を得る必要があります。

(1) 補助金額の上限額

	1年目	2年目	3年目
上限金額	10万円	7万円	5万円
補助対象経費割合	7割まで		

(2) 対象となる経費の例

経費品目	内容
交通費	講師との打ち合わせにかかる交通費、講師が当日要する交通費 ただし、団体構成員及び参加者の交通費は対象外
謝金	ボランティアや講師等、団体構成員以外の者に対する謝金 ただし、団体構成員への謝金は対象外
通信運搬費	事業にかかる郵送費 ただし、団体構成員の電話料及び通信料は対象外
委託料	交付対象団体では実施困難な業務（専門的知識を有する専門家の派遣）にかかる委託料 ただし、事業及び活動自体の再委託は対象外
維持費	活動場所の賃借料、施設利用料、活動場所の光熱水費
物品購入費	対象事業に必要な物品
保険料	ボランティア活動保険料、行事用保険料等
印刷費	印刷物（チラシ、ポスター等）の印刷に係る費用
食材費 飲食経費	事業で使用する食糧、食材等の仕入れ、購入に係る経費 ただし、補助対象額は補助対象経費金額の2分の1以内とし、事業にかかる会議における親睦的な飲食費は対象外

※対象となる経費について判断に迷われた場合は、必ず御相談ください。

5 申請について

<申請時に必要な書類>

- (1) 南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業助成金補助金事業計画書（第2号様式）
- (3) 南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体の会則・規約その他これらに類する書類
- (5) 団体名簿（法人の場合は役員等氏名一覧表）

<申請期間>

令和5年4月3日（月）～4月21日（金）

※申請に当たっては、必ず相談期間（令和5年2月13日～4月7日）に御相談ください。

<問い合わせ先>

南区役所福祉保健課事業企画担当

電話：045-341-1183 FAX：045-341-1189

※ 申請様式は、ホームページから印刷することもできます。

※ 申請書類は、南区役所福祉保健課事業企画担当（4階42番窓口）に持参の上、御提出ください。